

6. その他

番号	取扱い
6-2	「危険物の貯蔵又は処理に供するもの」として制限される地区計画区域について

地下貯蔵槽により貯蔵されたガソリンスタンドは建築できる。

関係
法令等

建築基準法施行令第130条の9
建築基準法質疑応答集第三章4411